

第3章 建 議

第1 概 説

監視委員会は、検査又は犯則事件の調査の結果に基づき、必要があると認めるときは、証券取引等の公正を確保するために必要と認められる施策について大蔵大臣に建議することができる（設置法第20条）。

建議は、監視委員会が検査、調査の結果把握した事項等を総合分析して、法規制や自主規制ルールのあり方等についての監視委員会としての見解を明らかにし、これを行政や自主規制機関が行う諸施策に反映させようとするものである。

監視委員会の行う建議は、行政部局の政策対応の上で、重要な判断材料として扱われることになる。

なお、監視委員会は、平成6年6月、犯則事件の調査の結果、店頭売買有価証券の登録審査について問題点が認められたことから、大蔵大臣に対して、日本証券業協会の店頭売買有価証券の登録審査に関する規則等について、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議を行った。このように、建議の具体的な内容としては、取引実態等からして、現行の法規制、自主規制ルールでは不十分であるような場合に、その事実を指摘した上で、取引の公正を確保するとの観点から、法規制、自主規制ルールのあり方等について検討すべき課題及びその見直しの提起を行うものである。

第2 建議の実施状況

本公表の対象期間においては、検査等の結果、建議を必要とする問題点は認められなかった。